

民法の成年年齢の引下げについての最終報告書（第2次案）

〔目次〕

第1	検討の経緯等	… 2 頁
第2	国民投票の投票年齢、選挙年齢等との関係	… 3 頁
1	国民投票法附則第3条の趣旨	
2	選挙年齢等との関係	
第3	民法の成年年齢の引下げの意義	… 7 頁
1	民法の成年年齢の意義	
2	将来の国づくりの中心となるべき若年者に対する期待	
3	契約年齢の引下げの意義	
4	親権の対象となる年齢の引下げの意義	
5	まとめ	
第4	民法の成年年齢を引き下げた場合の問題点及びその解決策	… 12 頁
1	契約年齢を引き下げた場合の問題点	
2	親権の対象となる年齢を引き下げた場合の問題点	
3	民法の成年年齢を引き下げた場合の問題点を解決するための施策	
4	民法の成年年齢を引き下げる時期	
第5	その他の問題点	… 22 頁
1	民法の成年年齢を引き下げる場合の成年に達する日	
2	養子をとることができる年齢	
3	婚姻適齢	
第6	結論	… 24 頁

〔参考資料〕

参考資料1	〔ヒアリングの結果について〕	… 26 頁
参考資料2	〔高校生等との意見交換会の結果について〕	… 33 頁

第1 検討の経緯等

民法（明治29年法律第89号）は、成年年齢を20歳と定めているところ、平成19年5月に成立した日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年5月18日法律第51号。以下「国民投票法」という。）^{*1}の附則第3条第1項では、「満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法，成年年齢を定める民法その他の法令の規定について検討を加え，必要な法制上の措置を講ずるものとする。」と定められた。

そして、この附則を受けて内閣に設置された「年齢条項の見直しに関する検討委員会」（構成員は各府省の事務次官等）において、平成19年11月、各府省において必要に応じて審議会等で審議を行い、平成21年の臨時国会又は平成22年の通常国会への法案提出を念頭に、法制上の措置について対応方針を決定することができるよう検討を進めるものとするとの決定が行われた。

この国民投票法附則第3条第1項を前提として、平成20年2月13日に開催された法制審議会第155回会議において、法務大臣から、民法の定める成年年齢の引下げに関する諮問第84号が発出された。

法制審議会は、この諮問を受けて、民法成年年齢部会（以下「部会」という。）を設置し、部会は、平成20年3月から民法の成年年齢引下げについて調査審議

*1 国民投票法は、日本国憲法（以下「憲法」という。）第96条に定める憲法の改正について、国民の承認に係る投票に関する手続を定めるとともに、憲法改正の発議に係る手続の整備を行うものである（国民投票法第1条）。なお、国民投票法により国会法の一部改正が行われ、憲法及び憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査等を行うため、衆議院及び参議院に、憲法審査会が設置された（国会法第102条の6）。

を開始した^{*2}。

部会では、平成20年3月から12月までの間、調査審議を行い、「成年年齢の引下げについての中間報告書」（以下「中間報告書」という。）の取りまとめを行った。そして、部会は、中間報告書に対してパブリック・コメント等において寄せられた意見も参考にしつつ、平成21年2月から同年7月までの間、更に調査審議を行い、合計15回の会議の結果、本報告書の取りまとめを行った。

本報告書は、諮問第84号に対する部会におけるこれまでの調査審議の結果を明らかにするものである。

なお、部会では、各種専門家、有識者から、民法の成年年齢を引き下げた場合に生ずる問題及びその解決策等に関して意見を聴取する機会を設けた。また、部会のメンバーが高校や大学に赴き、高校生、大学生（外国人留学生を含む。）と民法の成年年齢の引下げについて意見交換を行うなど、幅広い意見を聴取しつつ調査審議を行ってきた。このヒアリングの結果及び高校生等との意見交換会の結果については、本報告書の末尾に参考として掲げてあるので、適宜参照していただきたい。

第2 国民投票の投票年齢、選挙年齢等との関係

1 国民投票法附則第3条の趣旨

日本国憲法（以下「憲法」という。）の改正手続等を定める国民投票法は、その第3条において、国民投票の投票権者の範囲を18歳以上と定めているところ、

*2 なお、部会では、民法の成年年齢の引下げのみの検討を行い、その他の法令（未成年者飲酒禁止法、少年法等）については、年齢条項の見直しに関する検討委員会の決定に沿って、それぞれの法令を所管する府省庁・部局において検討が行われることと考えている。したがって、部会においては、民法の成年年齢の引下げがその他の法令に及ぼす影響については検討の対象としておらず、ここでいう民法の成年年齢の引下げは、未成年者飲酒禁止法や少年法等の年齢の引下げを含意するものではない。

その附則第3条第1項において、「満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。」と定めている^{*3}。

この附則第3条第1項が設けられた理由については、国民投票法案の国会審議における同法案の提出者の答弁等において、①公職選挙法（昭和25年法律第100号）の選挙年齢を戦後20歳に引き下げた理由として、民法の成年年齢が20歳であることが挙げられており、民法上の判断能力と参政権の判断能力とは一致すべきであること、②公職選挙法の選挙年齢と国民投票の投票権年齢（以下「国民投票年齢」という。）は同じ参政権であることから、一致すべきであること、また、③諸外国においても、成年年齢に合わせて18歳以上の国民に投票権・選挙権を与える例が非常に多いことが挙げられている。

国会における法案審議の際に、同法案の提出者から上記のような説明が行われたという事実は、重く受け止める必要がある。

2 選挙年齢等との関係

そこで、国民投票法附則第3条第1項で、「満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう」、選挙年齢の引下げの検討及び民法の成年年齢の引下げの検討が求められていることを踏まえ、まず、民法の成年年齢と選挙年齢が一致する必要があるのかについて議論を行った。

この点、憲法は、「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障す

^{*3} 国民投票法附則第3条第2項は、「前項の法制上の措置が講ぜられ、年齢満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加すること等ができるまでの間、第三条（注：国民投票年齢を定めるもの）、第二十二條第一項、第三十五條及び第三十六條第一項の規定の適用については、これらの規定中「満十八年」とあるのは、「満二十年」とする。」と定めている。

る。」と規定している（第15条第3項）ところ、この「成年」の意義については、民法の成年を指すのか、それとは別の公法上の「成年」を指すのか、憲法の学説上も対立が見られる（なお、公職選挙法は、その第9条において、「日本国民で年齢満二十年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。」と規定している。）^{*4}。しかしながら、いずれの立場に立つとしても、憲法は成年者に対して選挙権を保障しているだけであって、それ以外の者に選挙権を与えることを禁じてはおらず、民法の成年年齢より低く選挙年齢を定めることが可能であることは、学説上も異論はないようである^{*5}。そうすると、民法の成年年齢を引き下げることなく、選挙年齢を引き下げること、理論的には可能であり、選挙年齢と民法の成年年齢とは必ずしも一致する必要がないという結論に至った

^{*6}
。

*4 憲法第15条第3項の「成年者」が、民法上の成年を意味するという学説には、宮沢俊義（『法律学全集4 憲法Ⅱ〔新版〕』〔1971〕452頁）、民法上の成年を意味しないという学説には、佐藤功（『ポケット注釈全書憲法（上）〔新版〕』〔1987〕260頁）、浦部法穂（『全訂 憲法学教室』〔2000〕506頁）などがある。

*5 前掲・佐藤260頁、前掲・浦部506頁、樋口陽一ほか（『注釈日本国憲法上巻』〔1984〕344頁）など。一方、民法の成年年齢より高く選挙年齢を定めることは、憲法第15条第3項の「成年」を民法の成年と解する立場に立てば同項に反することとなるし、民法の成年と解する立場をとらないとしても、広く選挙権を保障するとした憲法の趣旨に反するとして違憲と解する立場が有力のようである（前掲・佐藤260頁）。

*6 また、選挙年齢と民法の成年年齢とを一致させる根拠として、戦後選挙年齢が20歳に引き下げられた際の改正理由に、民法の成年年齢が20歳であることが挙げられているという事実がしばしば指摘される（堀切善次郎国務大臣による衆議院・衆議院議員選挙法中改正法律案外1件委員会における説明（昭和20年12月4日）等）。しかし、これは選挙年齢を引き下げる理由の一つとされたにすぎず、被保佐人・被補助人に選挙権が付与されていること（行為能力が制限される成年者のうち、成年被後見人のみについて、選挙権を有しないものとされている（公職選挙法第11条第1項第1号）。）に照らせば、民法上の行為能力が制限されている者に対する選挙権付与を禁止する趣旨ではないものと考えられる。

次に、理論的には必ずしも一致する必要がないとしても、選挙年齢と民法の成年年齢は、一致していることが望ましいのかについても議論を行った。この点、民法上の成年に達すると、自らの判断のみで、完全な権利義務を生じさせることができ、また、結婚もすることができることからすると、私法上、経済的にも社会的にも「大人」という立場に立つこととなるが、①選挙年齢が引き下げられる場合に、このような民法の成年年齢を選挙年齢と一致させることは、選挙年齢の引下げにより新たに選挙権を取得する18歳、19歳の者にとって、政治への参加意欲を高めることにつながり、また、より責任を伴った選挙権の行使を期待することができること、②社会的・経済的にフルメンバーシップを取得する年齢は一致している方が、法制度としてシンプルであり、また、若年者に、社会的・経済的に「大人」となることの意味を理解してもらいやすいこと、③大多数の国において私法上の成年年齢と選挙年齢を一致させていること^{*7}、④前記1のとおり、国民投票法の法案審議の際の提出者の答弁等において、民法上の判断能力と参政権の判断能力とは一致すべきであるとの説明が行われていることなどからすると、特段の弊害がない限り、選挙年齢と民法の成年年齢とは一致していることが望ましいという結論に達した。

そこで、第3以下では、民法の成年年齢と選挙年齢は必ずしも一致する必要はないものの、両者は特段の弊害のない限り一致していることが望ましいという観点を踏まえながら、民法の成年年齢の引下げの意義、引き下げた場合の問題点及びその解決策等について検討をする。

*7 成年年齢のデータがある国・地域（187か国（地域を含む。））のうち、成年年齢と選挙年齢が一致している国は134か国である（出典は、部会第13回会議で配布した参考資料27「世界各国・地域の選挙権年齢及び成人年齢」）。

第3 民法の成年年齢の引下げの意義

1 民法の成年年齢の意義

民法は、成年年齢を20歳と定め（第4条）、①「未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。」（第5条第1項）、「前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。」（同条第2項）とし、20歳未満の者（＝未成年者）は、行為能力が制限されることによって取引における保護を受けることとしている。また、②「成年に達しない子は、父母の親権に服する。」（第818条第1項）と定め、20歳未満の者（＝未成年者）は、父母の親権の対象となるとしている。

したがって、民法の成年年齢は、①行為能力が制限されることによって取引における保護を受けることができる者の年齢（以下「契約年齢」という。）及び②父母の親権の対象となる者の年齢（以下「親権の対象となる年齢」という。）の範囲を画する基準となっている。さらに、民法が成年年齢としている年齢20歳は、民法以外の多数の法令において、各種行為の基準年齢とされていることや、我が国において成人式が20歳に達した年に執り行われているという慣行等に鑑みれば、法律の世界のみならず、一般国民の意識においても、大人と子どもの範囲を画する基準となっているものと思われる。

そうすると、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げるとは、①民法上、契約年齢及び親権の対象となる年齢を18歳に引き下げることと意味すると同時に、②一般国民の意識の上でも、20歳までを子どもとしてきた現在の扱いを変え、18歳をもって「大人」として扱うことを意味する。

そこで、これらがどのような意義を有するかについて検討を行った。

2 将来の国づくりの中心となるべき若年者に対する期待

まず、民法の成年年齢を引き下げ、18歳をもって「大人」として扱うことは、若年者が将来の国づくりの中心であるという国としての強い決意を示すことにつ

なると考えられる。

すなわち、現在の日本社会は、急速に少子高齢化が進行しているところ、我が国の将来を担う若年者には、社会・経済において、積極的な役割を果たすことが期待されている。民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げるとは、18歳、19歳の者を「大人」として扱い、社会への参加時期を早めることを意味する。これらの者に対し、早期に社会・経済における様々な責任を伴った体験をさせ、社会の構成員として重要な役割を果たさせることは、これらの者のみならず、その上の世代も含む若年者の「大人」としての自覚を高めることにつながり、個人及び社会に大きな活力をもたらすことになるものと考えられる。我が国の将来を支えていくのは若年者であり、将来の我が国を活力あるものとするためにも、若年者が将来の国づくりの中心であるという強い決意を示す必要がある。

しかしながら、その一方で、これまで実施したヒアリングによれば、近年の若年者の特徴として、精神的・社会的自立が遅れている、人間関係をうまく築くことができない、自分の人生に夢を持てない、いわゆるモラトリウム傾向が強くなり、進学も就職もしようとしないう若年者が増加していることなどが指摘された。そして、これらの原因としては様々なものが考えられるところ、我が国の産業社会においては、伝統的には、いわゆる終身雇用制度のもと、企業や家族が若年者の自立を支えてきたが、近年の社会の変革により、企業や家族が若年者の自立を支えきれなくなっていることなどが指摘されている。

このような若年者を取り巻く社会状況にかんがみれば、若年者の自立の遅れ等の問題については、民法の成年年齢を引き下げるだけでは自然に解決するとは考えられず、社会全体が若年者の自立を支えていくような仕組みを採用し、若年者の自立を援助する様々な施策も併せて実行していく必要があるものと考えられる。

若年者の自立を援助する施策としては種々のものが考えられ、その具体的内容は所管府省庁において詰められるべきものであるが、部会における調査審議の過

程においては、①若年者がキャリアを形成できるような施策の充実^{*8}、②いわゆるシティズンシップ教育^{*9}の導入、充実、③欧米諸国のように、若年者が必要な各種情報提供や困ったときに各種相談を受けられるようなワン・ストップ・サービスセンター^{*10}の設置、④青少年が早期に社会的経験を積み、社会人としての知識やスキルを獲得することができるような社会参画プログラム^{*11}の提供、⑤虐待を受ける子や虐待を受けた結果社会的自立が困難となる者を減らす必要があることから、児童福祉施設の人的、物的資源の充実や、子育てを社会全体で支え合っ

*8 部会においては、若年者の就労支援や教育訓練制度などキャリアを形成できるような施策の充実や、インターンシップ等の労働実践教育、仕事の探し方さらには労働の意義（働くことの尊さ、喜び等）などに関する教育を充実させることが重要であるとの指摘がされた。

なお、キャリア教育とは、「児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育」ととらえ、端的には、「児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てる教育」と定義されている（文部科学省「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書（平成16年1月）」）。

*9 シティズンシップ教育とは、多様な価値観や文化で構成される現代社会において、個人が自己を守り、自己実現を図るとともに、よりよい社会の実現のために寄与するという目的のために、社会の意思決定や運営の過程において、個人としての権利と義務を行使し、多様な関係者と積極的に関わろうとする資質を獲得することができるようにするための教育とされ、学校教育のみならず、地域社会や家庭における教育も含むとされている（詳細は部会第5回会議における配布資料である参考資料15「シティズンシップ教育宣言」（経済産業省「シティズンシップ教育と経済社会での人々の活躍についての研究会」）を参照。）。

*10 イギリスでは、13歳から19歳までの者を失業者や無職者にしないための総合的な自立支援サービスとして、コネクションズという機関を各地に設けている。また、就労、健康、金銭相談、家族問題など若者が抱える悩みなどを気軽に相談できる窓口が各地にあり、家庭や学校で担いきれない若者のニーズを満たすものとなっている。

*11 例えば、スウェーデンでは、①学校の授業や運営について、生徒の意見を反映させたり、②市街地の公共交通、駐車場、街灯の設置、改善に関して、若者の意見を聴取するなどし、大人が若者に対して約束したことについては実現するよう努めるものとされている。

ていく仕組みの充実が必要であるといった意見が示された^{*12}。

なお、諸外国の多くでは18歳成年制を採用しており^{*13}^{*14}、特に欧米諸国においては1960年代から70年代にかけ、選挙年齢とともに私法上の成年年齢も引き下げてきた。そして、欧米諸国においては、成年年齢等を18歳に引き下げるとともに、若年者の自立を援助するような様々な施策を導入してきた^{*15}。部会における調査審議の過程でも、我が国における民法の成年年齢の引下げも、若年者の自立を援助する施策を欧米諸国並みに充実させてこそ、グローバルスタンダードに合わせることの意義があるということができるのであるから、これらの施策の充実が期待されとの意見が示された。

3 契約年齢の引下げの意義

民法の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることによって、契約年齢が引き下げられると、18歳、19歳の者でも、親の同意なく一人で契約をすることができるようになる。

現在の日本社会においては、大学等で教育を受けている者も多くがアルバイトをするなどして働いており、高校卒業後に就職して正規の労働者となる者も含め

*12 なお、フランスでは、1974年に私法上の成年年齢を21歳から18歳に引き下げた際、社会への統合に重大な困難があることを証明した21歳未満の成年者等は、司法的保護の措置の延長等を裁判官に請求することができるという若年成年者保護制度を設けるなどの措置を併せて講じている。

*13 成年年齢のデータがある国・地域のうち（187か国（地域を含む））、成年年齢を18歳以下としている国の数は141か国である（出典は、部会第13回会議で配布した参考資料27）。

なお、成年年齢を19歳（アメリカ・カナダの一部の州）、20歳（韓国）又は21歳（アメリカの一部の州、インドネシアなど）としている国もある。

*14 なお、民法の成年年齢を18歳に引き下げる理由として、単に、諸外国の多くで18歳成年制を採用しているからというのでは説得力がないという意見も出された。

*15 注10から注12までを参照。

ると、18歳に達した大多数の者は、何らかの形で就労し、金銭収入を得ている。そして、18歳に達した者が就労して得た金銭については、通常、親権者がその使途を制限しているとは考えられず、通常取引行為については、自らの判断のみで行っているという現実がある。これらの点を考慮するならば、18歳に達した者が就労して得た金銭については、法律上も、これを親権者の管理下に置くよりも、自らの判断で費消することができることにしてもよいと思われる。

そうすると、契約年齢を18歳に引き下げることには、18歳に達した者が、自ら就労して得た金銭などを、法律上も自らの判断で費消することができるようになるという点で、メリットがあるといえることができる^{*16}。

4 親権の対象となる年齢の引下げの意義

親権の対象となる年齢の引下げの意義については、親権の対象となる年齢を引き下げることによって、親から不当な親権行使を受けている子を解放することができるという意見がある。

すなわち、近年、親から虐待を受ける子が増加しており、また、ニート対策を行政機関が行おうとしても、親から拒まれて適切な対策がとれないことがあるとの指摘があるところ、親権の対象となる年齢の引下げは、18歳に達した者を親の不当な親権行使から解放することにつながり、18歳までの者を保護対象とする児童福祉領域との整合性もはかれるというのである。

しかし、児童虐待の対象となっているのは主に低年齢児であり、また、虐待を受けたことにより脆弱性を抱えた18歳、19歳の者を支援することは、親権か

*16 その他、親から独立した18歳、19歳の者が、親の同意なく様々な取引をすることができるようになり、これらの者の経済活動を促進することになるというメリットもある。

なお、平成17年の国勢調査の結果によれば、働いていて（アルバイト等を含む）、親と同居していない者の比率は、18歳、19歳の総人口（274万7668人）の約6.7%（18万3516人）であった（平成17年国勢調査・第3次基本集計・報告書掲載表第25表）。

ら解放することによって解決される問題ではない。児童虐待等の問題については、別途早急に対応策を検討すべきであり、親の不当な親権の行使に対しては、社会が介入し、当該親の親権を喪失させることなどで対応すべきであると考えられる。

したがって、親権の対象となる年齢を引き下げ、親から不当な親権行使を受けている子を解放するという点は、民法の成年年齢を引き下げることによるメリットとは言い難い。

5 まとめ

以上検討してきたとおり、民法の成年年齢の引下げは、若年者を将来の国づくりの中心としていくという、国としての強い決意を示すことにつながる。また、18歳に達した者が、自ら就労して得た金銭などを、法律上も自らの判断で費消することができるようになるなど社会・経済的に独立した主体として位置づけられるといった点で、有意義であるといえることができる。

国民投票年齢が18歳と定められたことに伴い、選挙年齢が18歳に引き下げられることになるのであれば、18歳、19歳の者が政治に参加しているという意識を責任感をもって実感できるようにするためにも、取引の場面など私法の領域においても、自己の判断と責任において自立した活動をすることができるよう、特段の弊害のない限り、民法の成年年齢を18歳に引き下げるのが適当である。

第4 民法の成年年齢を引き下げた場合の問題点及びその解決策

次に、民法の成年年齢の引下げによってどのような問題が生ずるのか、そしてこれらの問題を解決するためにはどのような対策を講ずるべきか検討を行った。

1 契約年齢を引き下げた場合の問題点

契約年齢を引き下げると、18歳、19歳の者の消費者被害が拡大するおそれがあると考えられる。

すなわち、若年者の消費者トラブルの現状については、消費者問題を専門にし

ている弁護士や国民生活センターの理事等のヒアリングを通じて、①消費生活センター等に寄せられる相談のうち、契約当事者が18歳から22歳までの相談件数は、全体から見ると割合は少ないものの、20歳になると相談件数が急増するという特徴があること^{*17}、②悪質な業者が、20歳の誕生日の翌日を狙って取引を誘いかける事例が多いこと、③携帯電話やインターネットの普及により、若年者が必要もないのに高額な取引を行ってしまうリスクが増大していること、④若年者の消費者被害は学校などで連鎖して広がるという特徴があること等が示された。これらの特徴のうち、特に、①、②の事情からすると、未成年者取消権（民法第5条第2項）の存在は、悪質業者に対して、未成年者を契約の対象としないという大きな抑止力になっているものと考えられる。

そうすると、民法の成年年齢が引き下げられ、契約年齢が引き下げられると、18歳、19歳の者が、悪質業者のターゲットとされ、不必要に高額な契約をさせられたり、マルチ商法などの被害が高校内で広まるおそれがあるなど、18歳、19歳の者の消費者被害が拡大する危険があるものと考えられる。

2 親権の対象となる年齢を引き下げた場合の問題点

(1) 自立に困難を抱える18歳、19歳の者の困窮の増大

教育関係者、若年者の研究をしている社会学者、発達心理学者、精神科医師等から若年者の現状等についてヒアリングを行ったところ、現代の若年者の中には、いわゆるニート、フリーター、ひきこもり、不登校などの言葉に代表されるような、経済的に自立していない者や社会や他人に無関心な者、さらには

*17 平成18年度のデータによれば、契約当事者が18歳から22歳までの消費生活相談の件数（カッコ内は全体の割合）は、以下のとおりである（国民生活センター調べ）。

18歳：7061件（0.64%）、19歳：8624件（0.78%）、20歳：21708件（1.95%）、21歳：16151件（1.45%）、22歳：15740件（1.42%）

親から虐待を受けたことにより健康な精神的成長を遂げられず、自傷他害の傾向がある脆弱な者等が増加しており、これらの者に対しては、経済的自立や社会に適応できるような自立に向けた様々な援助をする必要があることが示された。

このような状況のもとで、民法の成年年齢を引き下げ、親権の対象となる年齢が引き下げられると、自立に困難を抱える18歳、19歳の者が、親などの保護を受けられにくくなり、ますます困窮するおそれがあるものと考えられる。

また、前記第3の2のとおり、現在の若年者は、精神的・社会的な自立が遅れていること等が指摘されているが、このような状況において民法の成年年齢を引き下げると、法律上の成年年齢と精神的な成熟年齢が現在よりも乖離することになり、若年者のシニシズム（法律上の成年年齢を迎えても、どうせ大人にはなれないという気持ち）が蔓延し、「成年」の有する意義が損なわれるおそれがあるとの懸念が示された^{*18}。

さらに、親権の対象となる年齢を引き下げた場合の問題点としては、離婚の際の未成年者の子の養育費が、早期に打ち切られる可能性があるという意見も出された。民法上、成年に達した子についても、親は扶養義務を負うとされているが、親権の対象となる年齢の引下げが、関係者の意識に与える影響という側面においては、上記のような意見にも留意する必要がある。

*18 なお、ヒアリングで意見を聴取した精神科医師によれば、精神医学的には、成熟度は「コミュニケーション能力（情報伝達能力のみならず、相手の情緒を読みとったり、自分の情緒を適切に表現・伝達する能力を含む。）」と「欲求不満耐性（欲望や欲求の実現を待てる能力）」によってはかることができ、両者のバランスがとれた状態が成熟の最低条件であるものと考えられるところ、我が国の若年者については、非社会化の傾向が指摘されていることから、コミュニケーション能力が低く、欲求不満耐性が高いものと思われるが、成年年齢を引き下げ、自己責任を強調することは、欲求不満耐性が高い我が国の若年者を追い込むことになり、突発的な犯罪を犯すなど暴発の危険性があるとの報告がされた。

(2) 高校教育における生徒指導が困難化するおそれ

また、親権の対象となる年齢を18歳に引き下げると、高校3年生で成年（18歳）に達した生徒については、親権の対象とならないこととなり、生徒に対する指導が困難になるおそれもあると考えられる。

すなわち、現在の高校における生徒に対する生活指導は、原則として親権者を介して行っているところ、民法の成年年齢を18歳に引き下げると、高校3年生で成年（18歳）に達した生徒については、親権者を介しての指導が困難となり、教師が直接生徒と対峙せざるを得なくなり、生徒指導が困難になるおそれがある。高校3年生という時期は、大学進学や就職など生徒にとって重要な時期であり、このような時期に適切な指導ができなくなるとすれば、大きな問題であるといえることができる。

3 民法の成年年齢を引き下げた場合の問題点を解決するための施策

前記1及び2で検討したとおり、民法の成年年齢を引き下げると、18歳、19歳の者の消費者被害を拡大させるなど様々な問題を生じさせることが懸念される。

そこで、どのような施策を講じ、これらの問題を解決していくべきか検討を行った。

(1) 消費者被害が拡大しないための施策の充実について

前記1で検討したとおり、民法の成年年齢を引き下げると、18歳、19歳の者でも、親の同意なく一人で契約をすることができるようになることから、18歳、19歳の者が悪徳商法などに巻き込まれるなど、消費者被害が拡大するおそれがある。

そこで、18歳、19歳の者が、悪徳商法などに巻き込まれ、消費者被害を被らないような施策を講ずる必要があると考えられる。

ア 消費者保護施策の充実

まず、民法の成年年齢を引き下げても18歳、19歳の者の消費者被害が拡大しないよう、消費者保護施策の更なる充実を図る必要があると考えられる。

その具体的な施策の内容は、所管府省庁において詰められるべきものであるが、部会における調査審議の過程においては、①若年者の社会的経験の乏しさにつけ込んで取引等が行われないう、取引の類型や若年者の特性（就労の有無、収入の有無等）に応じて、事業者重い説明義務を課したり、事業者による取引の勧誘を制限する^{*19}*20、②若年者の社会的経験の乏しさによる判断力の不足に乗じて取引が行われた場合には、契約を取り消すことがで

*19 消費者契約法（平成12年法律第61号）は、「事業者は、消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮するとともに、消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者の理解を深めるために、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供するよう努めなければならない。」（第3条第1項）と定めている。書面交付等も含めて、事業者からの消費者に対する情報提供義務等を規定した法律としては、旅行業法（昭和27年法律第239号）第12条の4、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条、第37条、割賦販売法（昭和36年法律第159号）第3条、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第4条等がある。

*20 例えば、18歳、19歳の者が、一定額以上の契約を行う場合や、特定商取引に関する法律に定める一定の類型の取引を行う場合には、事業者に対し、年齢、職業、収入等について証明書類の提示等を受けさせるなどの調査義務を課し、これに違反した場合には契約を取り消すことができるようにするという意見も出された。

きるようにする^{*21}、③若年者が消費者被害にあった場合に気軽に相談できる若年者専用の相談窓口を消費生活センター等に設ける^{*22}、④18歳、19歳の者には契約の取消権がないということを18歳、19歳の者に自覚させるような広報活動をする、⑤特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第7条第3号、特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号）第7条第2号では、老人その他の者の判断力の不足に乗じて一定の取引をした場合には、主務大臣が販売業者に対し、必要な措置を指示することができる旨の規定が置かれているが、ここに「若年者」を付け加えるなどの意見が出された。民法の成年年齢を引き下げても、若年者の消費者被害が拡大しないよう、消費者保護施策が実効的に行われることが望まれる。

なお、本年5月29日、消費者庁及び消費者委員会設置法が国会において成立し（平成21年法律第48号）、今秋にも消費者庁が発足する見込みで

*21 消費者契約法第4条第1項は、「消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。（以下略）」と規定している。

*22 取消権を付与することについては、①一般的に、消費者の軽率さや、経験不足に乗じて取引を行って事業者が利得した場合には、契約を取り消すことができるという規定を設けることと、②一定の年齢層（例えば、18歳から20歳まで）の者が、契約締結によって見過ごすことができない不利益を被った場合には、当該契約を取り消すことができるようにすることが考えられるが、②案については、一定の年齢層の者に契約の取消権を付与すると、若年者の取引が必要以上に制限されかねないことから、このような取消権は、その付与を望む者のみに認めることが妥当であるという意見も出された。

なお、相手方の窮迫・軽率・無経験に乗じて、過大な利益を獲得する行為については、公序良俗に反し、無効であると解されており（大審院昭和9年5月1日判決（民集13巻875頁））、上記①案は、これを取消権という形で、明文化するものといえる。

*23 なお、相談窓口の設置場所、相談員の人員の配置については、適切に行われるよう配慮すべきであるとの意見も出された。

あるが、消費者庁による消費者行政の一元化が実現すれば、若年者の消費者被害に関する対策も含め、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた関係施策の充実（同法第3条）を期待することができる。

イ 消費者関係教育の充実

また、民法の成年年齢を引き下げても消費者被害が拡大しないようにするため、若年者が消費者被害から身を守るために必要な知識等を習得できるよう消費者関係教育を充実させることも必要であると考えられる。具体的には、①法教育の充実^{*24}、②消費者教育の充実^{*25}、③金融経済教育の充実^{*26}が必要であると考えられる。

そして、これらの教育については、単に知識を与えるのでは不十分であり、ロールプレイングや生徒相互間の議論を行うなどして、契約をすることの意味を実感をもって学習させ、若年者の一人一人が自らが本当に望む契約をするにはどうしたらよいかなどについて、自立した判断ができるように行っていく必要がある。

*24 法教育とは、「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を特に意味する」とされている（平成16年11月・法教育研究会報告書）。法教育の中身には様々なものが考えられるが、ここでは、消費者被害の拡大が問題となっていることから、契約に関する様々な教育（契約の意義、成立の要件、解消することができる場合とできない場合などの理解）を行う必要があるものと考えられる。

*25 部会においては、クーリングオフの制度や国民生活センターの役割等消費者保護制度の基本や悪徳商法の特徴、対策などを教える必要があるとの指摘がされた。

*26 金融庁金融経済教育懇談会第8回会合資料によれば、金融経済教育とは、「国民一人一人に、金融やその背景となる経済についての基礎知識と、日々の生活の中でこうした基礎知識に立脚しつつ自立した個人として判断し意思決定する能力（＝金融経済リテラシー）を身につけ、充実するための機会を提供すること」と定義されている。

この点について、改訂前の学習指導要領において、消費者教育等について盛り込まれているものの、実際には十分に行われていないのではないかという意見も出されたが、平成20年3月に改訂された小中学校学習指導要領(小学校については平成23年度から、中学校については平成24年度から全面实施)、平成21年3月に改訂された高等学校学習指導要領(平成25年度から全面实施)においては、社会科・公民科や家庭科等において、消費者教育や法教育、金融経済教育等の充実が図られたところである。今後は改訂された学習指導要領の趣旨が学校現場で着実に実施されるよう、教科書の充実、教材の開発、教員の研修、先進事例の開発・収集・発信等の施策を一層充実させ、若年者の一人一人が自らが本当に望む契約をするにはどうしたらよいかなどについて、自立した判断ができるよう教育の充実が図られることが期待される。

(2) 若年者の自立を援助するための施策の充実について

前記2(1)で検討したとおり、民法の成年年齢の引下げにより、自立に困難を抱える18歳、19歳の者がますます困窮したり、若年者のシニシズムが蔓延し、「成年」の有する意義が損なわれるおそれがあると考えられることから、若年者の自立を援助するための施策を充実させる必要があるものと考えられる。

そして、若年者の自立を援助するための施策には様々なものが考えられ、その具体的内容は所管府省庁において詰められるべきものであるが、部会における調査審議の過程においては、前記第3の2の①から⑤までの各施策が必要であるとの意見が示された。

この点について、平成20年12月、青少年育成に係る政府の基本理念及び中長期的な施策の方向性を示した新しい「青少年育成施策大綱」の策定が行われ、ニートやひきこもりなど自立に困難を抱える青少年を総合的に支援するた

めの取組として、地域における支援ネットワークの整備や、情報を関係機関間で共有するための仕組の整備等についての検討を行うこと等が盛り込まれた。そして、本年7月1日、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備を行うことや、ニート等の社会生活を円滑に営む上での困難を抱える子ども・若者を支援するためのネットワーク整備を行うこと等を定めた子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）が国会において成立した。青少年育成施策大綱等の内容を踏まえた、若年者の総合的な支援に向けた一層の取組が期待されるところである。

(3) 高校教育の生徒指導上の問題点の解決策

前記2(2)のとおり、民法の成年年齢を18歳に引き下げると、高校3年生で成年（18歳）に達した生徒についての指導が困難になるおそれもある。

この問題の解決策としては、高校入学時に、在学中の指導等は親権者を介して行う旨の約束をするなどの方策が考えられるが、学校における学習指導のみならず、学校外における行動や生活に関する指導までも行っている現在の学校教育の現状にかんがみると、教師、生徒及びその親権者の意識改革はもちろんのこと、成年に達した生徒に対してどのような指導を行っていくかについてのルール作りも必要になるものと考えられる。

(4) 一般国民への周知徹底等

民法の成年年齢は、契約年齢及び親権の対象となる年齢を定めているとともに、民法以外の多数の法令において、各種行為の基準年齢とされており、その引下げは、国民生活に重大な影響を与えることになる。

現在、関係府省庁において、年齢条項の引下げについて検討が行われているところ、民法以外の法令の中には、民法の成年年齢と連動する方針のものと、そうでないものが混在している。民法の成年年齢の引下げが行われる場合、

何が変わることになるのか、国民生活にどのような影響を及ぼすのかなど、一般国民、特に大きな影響を受ける若年者にとって理解しやすい形で、周知徹底を図る必要がある。

4 民法の成年年齢を引き下げる時期

以上検討してきたとおり、民法の成年年齢の引下げを行う場合の問題点の解決に資する施策は、関係府省庁において検討され、実施に向けた取組が行われているところであり、その効果が十分に発揮され、若年者を中心とする国民に浸透していくことが近い将来期待されるものの、これらの施策はその性質上、直ちに効果が現れるというものではなく、その効果が実際に現れ、国民の間に浸透するには、ある程度の期間を要するものと考えられる。

そうすると、現時点で直ちに民法の成年年齢の引下げの法整備を行うことは相当ではないと考えられ、民法の成年年齢の引下げの法整備を行う具体的時期は、関係府省庁が行う各施策の効果等の若年者を中心とする国民への浸透の程度を見極める必要がある。そして、上記各施策の効果等の若年者を中心とする国民への浸透の程度については、国民の意識を踏まえて判断をする必要があると考えられる。このように考えることは、世論調査において、契約年齢を18歳に引き下げることに約8割の国民が反対をしている一方、一定の条件整備を行えば契約年齢の引下げに賛成という者が6割を超えるという結果^{*27}が出ていることとも整合的であり、一般国民の意識にも合致している。

そして、現在の20歳という民法の成年年齢は、法律の世界のみならず、社会の様々な局面において、一般国民の意識として、大人と子どもの範囲を画する基

*27 平成20年7月、内閣府により、「民法の成年年齢に関する世論調査」が実施され、同年9月、その結果が公表された。内閣府のホームページに世論調査の調査票及び詳細な結果が掲載されている（URL: <http://www8.cao.go.jp/survey/h20/h20-minpou/index.html>）ので、参照されたい。

準となっていることに照らせば、国民の意識は、民法の成年年齢の引下げの法整備を実施するタイミングを決する上で、重要な要素というべきであり、それを最も適切に判断できるのは、国民の代表者からなる国会であるといえることができる。

以上によれば、現時点で直ちに民法の成年年齢の引下げを行うことは相当ではなく、民法の成年年齢引下げの法整備の具体的時期は、関係施策の効果等の若年者を中心とする国民への浸透の程度やこれについての国民の意識を踏まえた、国会での判断に委ねるのが相当である。

第5 その他の問題点

1 民法の成年年齢を引き下げる場合の成年に達する日

民法の成年年齢を引き下げる場合、いつをもって成年に達する日とすべきかについて、部会の調査審議において、満18歳になる日とする考え方（A案）、18歳に達した直後の3月の一定の日（例えば3月31日など）に一斉に成年とする考え方（B案）、満19歳になる日とする考え方（C案）が提示された。

そこで、いずれの案を採用すべきか議論を行ったところ、前記第2で検討したとおり、選挙年齢と民法の成年年齢は、特段の弊害のない限り一致させることが適当であると考えられることから、選挙年齢が国民投票年齢と一致するよう「満18歳以上」に引き下げられるとすれば、民法の成年年齢を引き下げた場合に生ずる問題点を解決した上、民法の成年年齢も18歳に引き下げるのが適当であり、その場合、満18歳に達する日をもって成年とするA案が相当であると考えられる。

したがって、民法の成年年齢の引下げを行う場合は、選挙年齢が国民投票年齢と同じく「満18歳以上」に引き下げられるのであれば、満18歳に達する日に成年とすべきである。

2 養子をとることができる年齢

現在の民法においては、養子をとることができる年齢（以下「養親年齢」という。）は、成年と定められており（民法第792条）、契約年齢、親権の対象となる年齢と一致している。

しかしながら、契約年齢と親権の対象となる年齢については、若年者自らが親の保護を離れて契約をしたり、その他の行動を行うのに適した年齢を定めているのに対し、養親年齢は、他人の子を法律上自己の子とし、これを育てるのに適した年齢を定めており、必ずしも両者を一致させる必要はない。諸外国の立法例をみても、私法上の成年年齢（契約を一人ですることができる年齢）より上に養親年齢を設定している国も多くみられる^{*28}。

そこで、民法の成年年齢を引き下げる場合、養親年齢についても引き下げるべきか（甲案）、現状のままとすべきか（乙案）、それとも現状より引き上げるべきか（丙案）について議論を行ったところ、養子をとるということは、他人の子を法律上自己の子として育てるという相当な責任を伴うことであり、民法の成年年齢を引き下げたとしても、養親年齢は引き下げるべきではなく、また、20歳で養子をとることができるという現状で特段不都合は生じていないことからすると、現状維持（20歳）とすべきである（乙案）という結論に達した^{*29}。

したがって、民法の成年年齢を引き下げる場合でも、養親年齢については、現状維持（20歳）とすべきである。

3 婚姻適齢

現在の民法においては、婚姻適齢は男子は18歳、女子は16歳とされており、

*28 イギリスでは成年年齢を18歳、養親年齢を21歳と、ドイツ、スペインでは成年年齢を18歳、養親年齢を25歳、フランスでは成年年齢を18歳、養親年齢を28歳と設定している。

*29 なお、養親年齢については、養子制度全体を見直す機会があれば、その際に改めて検討をすべきであるとの意見も出された。

未成年者は父母の同意を得て婚姻をすることができるとされている（民法第731条，第737条）。

民法の成年年齢を18歳に引き下げた場合，男子は成年にならなければ婚姻することができないのに対し，女子は未成年（16歳，17歳）でも親の同意を得れば婚姻をすることができることになる。

そこで，民法の成年年齢を18歳に引き下げた場合，婚姻適齢について，現状のまま（男子18歳，女子16歳）とするか（X案），男女とも18歳にそろえるか（Y案），男女とも16歳にそろえるか（Z案）について議論を行ったところ，婚姻適齢については，以前，法制審議会において検討を行い，男女とも婚姻適齢を18歳とすべきであるという答申を出しており^{*30}，これを変更すべき特段の事情は存しないことから，男女とも18歳にそろえるべきである（Y案）という結論に達した。

したがって，民法の成年年齢を引き下げる場合には，婚姻適齢については男女とも18歳とすべきである。

第6 結論

民法の成年年齢を18歳に引き下げることは，18歳に達した者が，自ら就労して得た金銭などを，法律上も自らの判断で費消することができるなど社会・経済的に独立の主体として位置づけられることを意味する。国民投票年齢が18歳と定められたことに伴い，選挙年齢が18歳に引き下げられることになるのであれば，18歳，19歳の者が政治に参加しているという意識を責任感をもって実感できるようにするためにも，取引の場面など私法の領域においても自己の判断と責任において自立した活動をすることができるよう，民法の成年年齢を18歳に引き下げるのが適当である。このようにして，18歳以上の者を，政治面のみ

*30 平成8年2月26日法制審議会総会決定（民法の一部を改正する法律案要綱）

ならず、経済活動の場面においても一人前の「大人」として処遇することは、若年者が将来の国づくりの中心であるという国としての強い決意を示すことにつながり、若年者及び社会にとって大きな活力をもたらすことが期待される。

とはいえ、現代の若年者は「大人」としての自覚に欠けているという指摘があり、民法の成年年齢を18歳に引き下げれば自然にこのような問題が克服されるとは考えられない。また、民法の成年年齢を引き下げると、消費者被害の拡大など様々な問題が生ずるおそれもある。したがって、民法の成年年齢の引下げの法整備を行うには、若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれ等の問題点の解決に資する施策が実現されることが必要である。現在、関係府省庁においてこれらの施策の実現に向け、鋭意取組が進められているが、民法の成年年齢の引下げの法整備は、これらの施策の効果が十分に発揮され、それが国民の意識として現れた段階において、速やかに行うのが相当である。

そして、国民の意識を最も適切に判断できるのは、国民の代表者からなる国会であるということができるので、民法の成年年齢の引下げの法整備を行うべき具体的時期については、これらの施策の効果等の若年者を中心とする国民への浸透の程度やそれについての国民の意識を踏まえた、国会の判断にゆだねるのが相当である。

〔参考資料 1〕 ヒアリングの結果について

1 ヒアリングの概要

部会では、以下のとおり、平成20年4月から同年9月までの間、6回にわたり、教育関係者、消費者関係者、労働関係者、若年者の研究をしている社会学者・発達心理学者・精神科医師、親権問題の関係者等から、民法の成年年齢を引き下げた場合の問題点の有無及びその内容、引下げの是非等に関する意見を聴取した。

ヒアリングの結果、成年年齢の引下げの是非に関する意見は、賛否両論に分かれたが（後記3、4を参照）、現在の若年者は様々な問題を抱えており（後記2を参照）、成年年齢を引き下げるためには、一定の環境整備をする必要がある（後記5を参照）との点では、ほぼ認識を共通にしていた。

（ヒアリングの内容）

(1) 第2回部会（平成20年4月15日） 教育編

商業高校及び普通高校の学校長，教育学者

(2) 第3回部会（同年5月13日） 消費者編

国民生活センターの理事，日本弁護士連合会消費者問題対策委員会及び子どもの権利委員会に所属する弁護士

(3) 第4回部会（同年6月3日） 雇用・労働編

労働政策の研究者，企業の法務担当者，労働組合の執行委員

(4) 第5回部会（同年7月1日） その他1

発達心理学者，社会学者，精神科医師

(5) 第6回部会（同年7月22日） その他2

発達心理学者，教育実務家，認知神経科学者

(6) 第7回部会（同年9月9日） 親権編

児童養護施設の長，日本弁護士連合会家事法制委員会に所属する弁護士，民法学者

2 若年者が抱える問題点について

ヒアリングでは、現在の若年者は、以下のような問題点を抱えているという指摘があった。

(全体的な特徴)

- ・ 自主自律的に行動することができず、指示待ちの姿勢をとる若年者が多い。
- ・ 服装の乱れ、公共交通機関における乗車マナーの悪化、万引き等の増加などに表れているように、規範意識が低下している。
- ・ 感情を抑制する力や、根気強さが不足している。
- ・ 身体的には、早熟傾向があるにもかかわらず、精神的・社会的自立が遅れる傾向にある。これは、幼少期からの様々な直接体験の機会や異年齢者との交流の場が乏しくなったこと、豊かで成熟した社会のもとで人々の価値観や生き方が多様化したことが理由であると考えられる。
- ・ ゲームや携帯電話の影響により、人間関係をうまく築くことができない若者や、バブル崩壊の影響で、自分の人生に夢を見ることができないなど将来に希望を持つことができない若年者が増加している。
- ・ いわゆるモラトリアム傾向が強くなり、進学も就職もしようとしない若年者や、進路意識や目的意識が希薄なままとりあえず進学をするなどの若年者が増加している。
- ・ ニート、フリーター、ひきこもり、不登校など、若者の非社会化（社会や他人に無関心な状態）が進みつつある。
- ・ リストカットや自傷行為など心の病を持つ若年者が増加している。

(消費者関係の問題)

- ・ 若年者に関する消費者関係事件の相談としては、パソコン及び携帯電話の購入に関するもの並びにキャッチセールスに関するものなどが多く、「無料」、「格安」、「儲かる」などの言葉を安易に信じ、騙されやすい。
- ・ アルバイトをするなどして稼いだお金を、本来は貯蓄をするなど計画的に管

理をしなければならないのに、外食や遊興費などに費やしてしまうなど、財産管理能力が低い。

(労働関係の問題)

- ・ 従前は高校などを通じて若年者にも適切な職業紹介が行われ、正社員として就職しキャリア形成が行われてきたが、近年、若年者がパートやアルバイトなど非正規雇用に就く機会が増加している。非正社員と正社員の待遇格差は、年齢上昇とともに拡大し、10代で非正社員になることはキャリア形成上大きなリスクがある。また、非正規雇用は、学校幹旋の仕組みとは異なり、応募内容と実際の労働内容が異なっていたり、劣悪な労働条件が隠されていたりする危険性が高い。

(親権関係の問題)

- ・ 高度経済成長の結果、核家族化が進行し、子育ての負担が父母のみにかかるようになったことなどから、両親から虐待を受ける子が増加している（なお、虐待を受けた子を保護する児童養護施設等は、大人数を収容する施設が多く、また、ほぼ満床状態であり、個別的な援助を十分にすることができない。）。
- ・ 親から虐待を受けた結果、自分を大切な存在であると思えなくなり、自傷他害などの問題行動や、他者とのコミュニケーションに問題を抱え、社会的自立が困難な若年者が増加している。

3 引下げに賛成の意見の概要

- ・ 高校3年生で成人を迎えるとするによって、高校教育の場で、成人の意味や大人になるための教育を、現実味をもって指導することが可能になる。
- ・ 高学歴化が進む中、大人への移行期が長期化しているが、だからこそ成年年齢を引き下げ、若年者が早期に社会の一人前の構成員になるという意識付けを行うべきである。
- ・ 従前の我が国の若者政策は雇用対策が中心で、若年者の自立を促すためには

どうしたらよいのかという視点が希薄であり、若年者が経済的、社会的、職業的に自立を果たせるよう若者に関する施策を充実させる必要がある。成年年齢の引下げを、日本の若者政策の転換の契機とすべきである。

- ・ 両親が離婚した場合、その子の親権の帰属をめぐって争いがしばしば生ずるが、このような争いから18歳、19歳の子が解放されることになる。
- ・ 親からの虐待を受けている18歳、19歳の子が親権から解放され、自由に居所等を定めることができる（なお、児童虐待の対象は低年齢児であり、成年年齢の引下げによって得られる効果は小さいとの指摘もあった。）。

4 引下げに反対の意見の概要

- ・ 現在の消費者トラブルの状況（国民生活センター等に寄せられる相談件数は20歳になると急増する。また、20歳になった誕生日の翌日を狙う悪質な業者も存在する。）からすると、民法第5条（未成年者取消権）が、悪質な業者に対する抑止力になっていると考えられるが、成年年齢を18歳に引き下げると、消費者トラブルが若年化するおそれがある。
- ・ 若年者の消費者被害の特徴として、被害が学校などで連鎖して広がるという特徴が挙げられるが、成年年齢を18歳に引き下げると、マルチ商法などが高校内で広まる危険性がある。
- ・ 消費者被害が生じないような環境ができれば、成年年齢の引下げも可能ではあるが、悪質な業者は、法の規制の間隙を狙うはずであり、そのような環境整備が実際にできるか疑問である。
- ・ 成年年齢を引き下げると、高校生でも契約をすることができるようになり、借金をしたり、借金を返すために劣悪な労働に従事する若者が出てくるおそれがある。
- ・ 現在でも親の保護を十分に受けられていない層の若者が、益々保護を受けられず、困窮するおそれがある。

- ・ 精神医学の世界では、若者が成熟する年齢は、30歳であるとか、35歳から40歳くらいであるという意見があり、法律上の成年年齢を引き下げると、法律上の成年年齢と実際上の成熟年齢が現在よりも乖離することになり、若者のシニシズム（成年年齢に達したとしても、どうせ子どもだし、自立できないという意識）が進む可能性がある。
- ・ 精神医学的には、成熟度を「コミュニケーション能力（会話能力のみならず、相手の感情を読みとったり、それに応じて行動できる能力）」と「欲求不満耐性（欲求や欲望の実現を待てる能力）」により測ることができ、両者がバランスよく取れていることが大切であるが、日本の若者は、引きこもりなど非社会化の傾向が進んでいることを考えると、「欲求不満耐性」は強いが、「コミュニケーション能力」を欠く若者が多いと思われる。このような若者に対しては、成年年齢の引下げをして、自己責任を強調することは、若者たちを追い込むことになり、突発的に凶悪犯罪を敢行するなどの暴発を起こす危険性がある。
- ・ 近年の研究によると、脳に機能的な障害があり、数に対するセンスが欠けている算数障害（明らかに経済的に破綻すると分かっているが、闇金融から借金を繰り返すなど欲望をコントロールできない）や注意欠陥障害（ある物事に注意が集中してしまうと、他の物事に気づかない）など発達障害を抱えている者が6%から10%ほど存在することが分かったが、発達障害者に対する理解や社会の対策が不十分なままで成年年齢の引下げをすると、発達障害者の生きづらさが激化し、キレたり、凶悪犯罪を敢行したりする若者が増える危険性がある。
- ・ 成年年齢の引下げに必要な教育の充実は、授業時間数の制約から困難であり、若者の自立を促すための政策も後回しなる可能性が強い。
- ・ 離婚後の養育費の支払期間は20歳までとするのが一般的であるところ、成年年齢の引下げに伴い、養育費の支払期間も18歳までに短縮されるおそれがあり、その結果、子の大学進学機会が狭められたり、経済的に困窮する家庭の

もとで子が虐待を受けることが増加するおそれがある。

5 必要となる環境整備についての提言

- ・ 経済活動の基本である民法や商法の基本や、電子契約のシステム、ルールなどに関する教育の充実
- ・ 若年者が消費者トラブルに巻き込まれないように、お金や契約の問題に関する教育の充実
- ・ インターンシップ等の労働実践教育や、仕事の探し方、さらには労働の意義（働くことの尊さ、喜び等）などに関する労働教育、成人教育（いわゆるキャリア教育）の充実
- ・ 多様な価値観や文化で構成される現代社会において、個人が自己を守り、自己実現を図るとともに、よりよい社会の実現のために寄与することができるよう、社会の仕組みを学び、また、社会における自己の権利や義務などを学ぶことができる教育（いわゆるシティズンシップ教育）の導入、充実
- ・ 若者の「自立」に関する世間・親の意識改革（通常のルールに乗れなかったニート、ひきこもり等の人々に対して周囲が寛容になること等）
- ・ （虐待を受ける子や、虐待を受けた結果社会的自立が困難となった者を減らす必要があることから）児童福祉施設の人的、物的資源の充実、子育てを社会が支え合って行うという仕組みの充実

6 その他の意見

- ・ 高校生が18歳になるとともに順に成人になるというのでは、高校における指導・教育に支障をきたすおそれがあるので、高校卒業時から4月1日までの間の適切な日をもって、一斉に成人になるものとするか、あるいは、19歳を成人とすべきである。
- ・ 欧米諸国で成年年齢が引き下げられた主な理由として、日本には存在しない

徴兵制が影響していることや、成年年齢が引き下げられた1960年代、70年代は、児童虐待が深刻化する前であったことも考慮する必要がある。

- ・ 選挙年齢を引き下げるとは、若年者に選挙権を付与するだけであるが、民法の成年年齢の引下げは、18歳、19歳の若年者に契約を一人であることができる権利等を付与する一方、親の同意を得ないでした契約が取り消せなくなるなど保護の切下げにもつながる。したがって、選挙年齢の引下げと民法の成年年齢の引下げは、切り離して議論すべきである。

〔参考資料 2〕 高校生等との意見交換会の結果について

1 概要

平成20年5月から7月までの間、3回にわたり、部会のメンバーが、高校、大学に赴き、高校生、大学生（留学生を含む。）との間で、成年年齢の引下げについて意見交換を行った。

これは、成年年齢の引下げを検討するに当たり、成年年齢の引下げによって一番影響を受けることになる18歳、19歳前後の若者の率直な意見を聞きたいという意見が部会で出されたことから実施されたものである。この意見交換会は、ある特定の高校及び大学の生徒・学生と意見交換を実施したものであり、必ずしも若者全体の意見を集約したものではないが、その中でもなるべく幅広い意見を聴取できるよう、高校における意見交換会については、普通高校のみならず商業高校も対象に含め、また、大学における意見交換会については、特定の学部及び出身国に偏らないよう配慮しつつ、日本人学生及び外国人留学生との意見交換会を実施した。

なお、本意見交換会は、対象者が高校生や大学生であり、議事を記録すると自由な発言が阻害されるおそれが高いことや、意見交換会の目的が若者の意見を集約することではなく逐語の議事録を残す必要がないことなどから、議事録の作成はしないこととし、その代わりに、意見交換会に出席した部会の委員、幹事から、部会において、その結果、感想等の報告を受けた。

それぞれの意見交換会における結果、感想等の概要は、以下のとおりである。

2 商業高校における意見交換会について

（日 時）

平成20年5月30日（金）午後3時30分～午後4時30分

（参加者）

部会の委員・幹事・関係官 10名

高校生 15名（16歳から18歳の高校2年生，高校3年生）

（高校生の意見の概要等）

部会の委員・幹事・関係官は3，4名を，高校生は5名を1組として，3組に分かれて意見交換を実施した。意見交換会の結果，感想等の報告の概要は，以下のとおりである。

- ・ 成年年齢の引下げの議論は，大半の高校生が知らなかった。
- ・ 成年年齢の引下げについては，まだ高校生なのに急に大人といわれても困る，社会のことをもっと学んだ上でないと成人という自覚は生じないなどと，多くの高校生が反対であった。

もっとも，すぐに自分が大人になることについては，不安があるが，数年前（自分が高校に入る前後）から18歳で成人であると言われていれば，心の準備はできると思う，18歳で成人となっても対応できるし，自覚も持てるので賛成であるという意見もあった。

- ・ どのような節目で大人になると感じるかについては，大学を出て就職したとき，給料を得て生活をまかなえるようになったとき，他者の迷惑にならないよう仕事ができるようになったときなどの意見があった。
- ・ 大人になることについては，大変そう，夢が持てないなど否定的なイメージを持っているが，身近な大人である親や学校の先生などについては好意的な印象を抱いている高校生が多かった。これから入っていかなければならない「社会」に対して，不安を抱いていたり，夢が持てないのではないかと考えられる。
- ・ 契約については，成年年齢が下がると高校3年生でも契約をすることができるようになるが，マルチ商法に巻き込まれたりするのではないかという不安があるという意見があった一方，20歳でも騙される人は騙されるし，18歳でも賢い人はいるのであって，成年年齢の引下げにはあまり関係がない

のではないかという意見もあった。

- ・ アルバイトをしている高校生も多く、中には月に8万円も稼いでいる生徒もいたが、アルバイトをしていることは、必ずしも自立をしていることにはつながらないという意見があった。なお、アルバイトをして稼いだお金については、親の同意なく使っているのが現実であり、法律上も親の同意なく使えるようにしたらどうかという意見があった。
- ・ 高校を卒業したら一人暮らしをしたいという高校生はほとんどいなかった。高校生の多くが、豊かな家庭の中で、居心地がよいと感じており、その関係の中から出て行くことに不安があるのではないかとと思われる。
- ・ 選挙については、選挙権が与えられれば投票に行くと思うという意見が多かった。民法の成年年齢の引下げについては、経済的な自立をしなければいけないということで高校生の多くは強い不安を抱いているようだが、選挙年齢の引下げについては、特段不利益を受ける話ではないので受け入れやすいのかもしれない。

3 普通高校における意見交換会について

(日 時)

平成20年6月2日(月) 午後3時40分～午後4時40分

(参加者)

部会の委員・幹事・関係官 7名

高校生 17名(17歳から18歳の高校3年生)

(高校生の意見の概要等)

部会の委員・幹事・関係官は2, 3名を、高校生は5, 6名を1組として、3組に分かれて意見交換を実施した。意見交換会の結果、感想等の報告の概要は、以下のとおりである。

- ・ 成年年齢の引下げの議論については、大半の高校生が知らなかった。

- ・ 成年年齢の引下げについては、社会を知らないので18歳で急に大人だと言われても困る、同じ高校生に成年者と未成年者が混じるのはよくないのではないか、受験の最中に成人式を行うのは困るなど、多くの高校生が反対であった。また、日本は戦争をしない国で徴兵制もないのであるから、そのあかしとして、成年年齢は20歳のままでよいのではないかとの意見もあった。

一方、悪い人に騙されないように勉強するなどの十分な準備期間があれば18歳でもよい、制度を変える場合には、分かりやすい制度にしてほしいという意見もあった。

- ・ 何歳ぐらいで大人になると思うかという質問に対しては、大学を卒業した時、親から自立して仕送りするようになった時などの意見があった。
- ・ 契約に関しては、携帯電話を購入するなど簡単なものであればよいが、土地取引など難しいものについては、18歳は無理ではないかとの意見が出された。また、現実問題として、小遣いの範囲内であれば親に相談せず洋服などを購入しているが、高額な商品を購入する場合は親と相談しないとできない、契約は親にしてもらっているので自分でする必要性を感じないとの意見が出された。
- ・ アルバイトをしている高校生も多く、稼いだお金は洋服の購入や飲食に使っている者が多かったが、なかには進学後の学資を貯めている者もいた。
- ・ 結婚については、法律上18歳で親の同意なく結婚できるようになったとしても、18歳では家庭を養っていけないし、そもそも親から祝福されないで結婚しても嬉しくない、むしろ婚姻適齢に男女差があることを是正すべきではないかとの意見があった。
- ・ 政治については、選挙年齢が18歳になったら必ず投票するという意見もあった一方で、よく分からないので棄権すると思う、人気投票になってしまう危険性がないかとの意見もあった。

4 大学における留学生との意見交換会について

(日 時)

平成20年7月3日(木) 午後3時～午後4時

(参加者)

部会の委員・幹事・関係官 10名

留学生13名(20歳から25歳。出身国は、アメリカ、ブラジル、中国、カナダ、韓国、イタリア、フランス、ブルネイ、ウガンダ)

(留学生の意見の概要等)

部会の委員・幹事・関係官は3, 4名を、留学生は4, 5名を1組として、3組に分かれて意見交換を実施した。意見交換会の結果、感想等の報告の概要は、以下のとおりである。

- ・ 大人のイメージについては、何でも自分で決められる、自由である、大人に早くなりたかったと肯定的なイメージを抱いている留学生が多かったが、大人になると自分で働いて稼がなければならないのでなりたいたとは思わなかったと否定的なイメージを抱いている留学生もいた。
- ・ 日本人学生のイメージとしては、同世代と比較して大人に見えるという意見もあったが、日本ではいい大学に入れば就職することが難しくないため、やりたいことがはっきりせず、自立心が足りない学生が多いという意見もあった。
- ・ 日本において成年年齢を引き下げることについては、大半の留学生が問題がないという意見であったが、成年になる前にいろいろチャレンジして失敗しても許される期間を保障するという意味で、引き下げることには反対であるという意見もあった。
- ・ 選挙年齢については、18歳が妥当であると思うが、選挙年齢と成年年齢は必ずしも一致する必要はないのではないかという意見もあった。

5 大学における日本人大学生との意見交換会について

(日 時)

平成20年7月3日(木) 午後4時30分～午後5時30分

(参加者)

部会の委員・幹事・関係官 10名

日本人大学生 17名(18歳から21歳まで)

(大学生の意見の概要等)

部会の委員・幹事・関係官は3, 4名を, 大学生は5, 6名を1組として, 3組に分かれて意見交換を実施した。意見交換会の結果, 感想等の報告の概要は, 以下のとおりである。

- ・ 成年年齢の引下げの議論については, 大半の学生が知っていた。
- ・ 成年年齢の引下げについては, どちらかといえば反対の学生が多く, 高校を卒業しただけでは社会も知らないので成年といわれても無理である, 高校では大学受験のための教育しか行われておらず高校教育だけでは判断能力を身に付けられないという意見があった。一方, 引下げによって判断力や自立心が醸成される, 18歳にしてもそれほど問題は起こらないのではないかとして, 引下げに賛成する者もいた。

なお, 賛成, 反対いずれの立場の者も, 成年年齢を引き下げるためには, 契約に関する教育や責任感を醸成するための教育など教育を充実させる必要があるとの点では, 共通していた。ただし, 現状の高校教育は受験一辺倒であり, そのような教育を行う余裕があるのか疑問であるという意見もあった。

- ・ 大人になるということについては, 自分の稼いだお金で自分で生活できることである, 何でも自分で決定できることである, 自分の行動について自分で責任をとることができることであるという意見があった。
- ・ 将来の就職については, 明確な希望を持っている学生もいたが, やりがいがあるお金がもうかる仕事に就きたい, 有名企業で収入が多いところに就

職したいなどと漠然とした回答をする学生も多かった。

- ・ 大半の学生がアルバイトをしていたが、アルバイト代は、趣味や遊興費に費消するという学生も多かった。
- ・ 選挙年齢については、成年年齢と一致させた方が明確で分かりやすいという意見があった一方、年齢条項をどうするかは事柄ごとに考えればよく、必ずしも一致させる必要はないのではないかという意見もあった。
- ・ 諸外国の流れは、成年年齢を18歳にするということかもしれないが、日本は文化も価値観も違うので、必ずしも従う必要はないのではないかという意見もあった。
- ・ 大学生との意見交換会には、18歳から21歳の学生が参加したが、成熟度にばらつきがあると感じられ、これは年齢による差というよりも、それまでの生活体験の内容や、異文化体験の有無などが影響しているのではないかと思われる。
- ・ 高校生との意見交換会では、大人に対して否定的なイメージをもっている生徒が多かったが、大学生との意見交換会では、自分の意見で何事も決定できるので楽しみであるなどと肯定的な意見を述べた学生も多かった。